

# いじめ防止基本方針

摂津市立第四中学校  
令和7年4月23日改訂

## 【学校教育目標】

子どもたちの心の成長を第一義とし、「自ら主体的に生きる力」「他者とともに生きる力をすべての教育活動を通して養う。

## 【基本理念】

いじめは、生徒の心身に深く傷をつけ、時には命まで奪うかもしれない重大な人権侵害事象である。生徒の安心できる居場所となる学校をつくるために、「いじめをさせない」「いじめを許さない」という強い意識を全教員が持ち、同じ姿勢で生徒への対応・指導に当たるとともに、生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みや戸惑いに寄り添いながら、学校組織として早期かつ迅速な対応・指導に努める。

## 【いじめの定義】

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と※<sub>1</sub> 一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または※<sub>2</sub> 物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（いじめ防止対策推進法 第二条）

※<sub>1</sub> 「一定の人間関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

※<sub>2</sub> 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味する。

## 【いじめ防止等のための基本的な事項】

いじめ防止対策推進法第八条で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

### 1. 基本的な取り組み

#### （1）いじめの未然防止のために

- ① “絆づくり”・“居場所づくり”・“集団づくり”の取り組みの推進
- ② わかる授業づくり
- ③ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）
- ④ 生徒会活動の活性化、実行委員会方式の充実

- ⑤大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」等の活用や体罰防止などの内容を含めた校内研修の充実
- ⑥インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策・児童生徒への情報モラル教育の充実や保護者への啓発の充実
- ⑦学校便りやホームページなどを通じた、いじめに関する相談体制についての啓発活動
- ⑧「生きる教育（性・生教育）」の実施

## (2) いじめの早期発見と迅速な対応のために

- ①いじめ調査等の実施
  - ・児童生徒対象の意識調査（年3回）
  - ・二者懇談、三者懇談、クラスミーティング
- ②いじめ相談体制の充実
  - ・スクールカウンセラーの活用
  - ・いじめ等の相談窓口として保健室の活用
- ③情報集約の工夫と窓口の明確化
  - ・児童生徒支援コーディネーター（不在時は教頭）が情報を集約
  - ・「いじめ対策委員会」で対応方針を決定
  - ・生徒指導係会議での情報交換

## 2. いじめ防止等に関する取り組み

### (1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置（組織図別紙）

#### <活動>

- ①いじめ防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童（生徒）の理解を深めること

#### <開催>

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### (2) いじめに対する対処

- ①いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに児童生徒支援コーディネーター（不在時は教頭）に報告する。すぐに「いじめ対策委員会」で情報共有し、いじめの有無を確認し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問等により、できるだけ早く被害・加害児童生徒の保護者に伝える。あわせて市教育委員会に報告する。
- ②いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりを持つ。その際、いじ

めを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

- ③いじめの加害児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置く。
- ④いじめの被害生徒・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。
- ⑥ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関との連携の上、直ちに削除されるよう要請する。
- ⑦犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び摂津警察署等と連携して対処し、再発防止の対処を行う。

### 3. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生したときは、その旨教育委員会を通じ、市長へ報告する。
- ②また校内の「いじめ対策委員会」で状況把握を行う。
- ③教育委員会（いじめ問題対策委員会）による調査に協力する。

### 令和7年度 校務分担表

部	係
学習指導部	ICT、学習評価、道徳、特活・総合学習、人権、進路指導・キャリア教育
教務部	行事・研修会・時間割・統計、成績処理
生徒指導部	生徒会指導、生活指導
総務部	視聴覚、学年会計・積立金、学校だより
保健部	保健安全指導

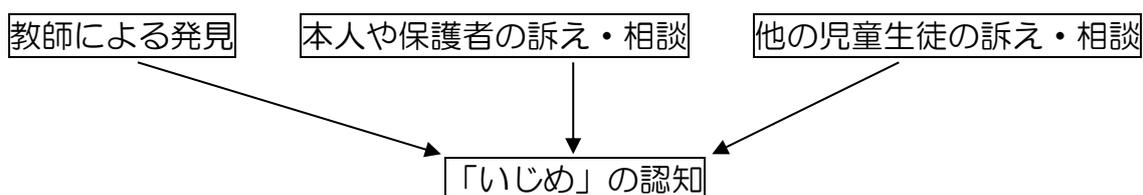
特別委員会

企画委員会	管理職・首席・生徒指導部代表・学年代表・教務主任 学習指導部代表・生徒会指導代表・児生 Co.
魅力ある学校づくり事務局	管理職・首席・生徒指導部代表・学年代表・教務主任 学習指導部代表・生徒会指導代表・児生 Co.
授業研究部会	管理職・首席・学習指導部代表・学習係代表・教務主任 教科代表・支援・JK・児生 Co.
学習指導部会	管理職・首席・学習指導部長・授業研究部長 学習指導部各係代表・JK・児生 Co.
不登校対策委員会	管理職・首席・生徒指導部不登校対策担当・支教 Co. 養護・児生 Co.
行事検討委員会	管理職・首席・生徒指導部代表・学年代表・教務主任 特活総合係代表・生徒会係代表・児生 Co.
日本語教室運営委員会	管理職・首席・日本語教室担当・学級担任・人権係代表 国語科・市派遣講師
人権道德教育推進委員会	管理職・首席・生徒指導部代表・人権係代表・道德係代表 児生 Co.
体育大会実行委員会	管理職・首席・生徒指導部代表・体育科・学年代表 教務主任・生徒会係代表・児生 Co.
文化発表会実行委員会	管理職・首席・生徒指導部代表・教務・音楽科 生徒会係代表・特活総合係代表・児生 Co.
ICT 委員会	管理職・首席・学習・ICT
性教育推進委員会	管理職・首席・養護・SC・人権
卒業式入学式実行委員会	管理職・首席・生徒指導部代表・教務・生徒会係代表 音楽科・学年代表・児生 Co.
虐待・セクハラ防止委員会	管理職・首席・人権係代表・生徒指導部代表・養護 各学年・SC・児生 Co.
いじめ防止対策委員会	管理職・首席・人権係代表・生徒指導部代表・養護 各学年・SC・児生 Co.
教育課程推進委員会	管理職・首席・教務主任・学習指導部代表・生徒会係代表 生徒指導部代表・児生 Co.
進路指導委員会	管理職・首席・進路指導主事・各学年進路担当
支援教育推進委員会	管理職・首席・生徒指導部代表・養護・支援担・通級 支教 Co.・人権係・児生 Co.
食育委員会	管理職・首席・養護・家庭科

「いじめ」事案への対応（摂津市いじめ防止基本方針より）

◎早期発見に向けて

- ・児童生徒の発するサインを鋭くキャッチする
- ・情報網を張りめぐらし、情報収集力を高める
- ・児童生徒との人間関係を深め、児童生徒の立場に立って相談に応じる
- ・被害者児童生徒や保護者の痛みを共感する
- ・いじめは人権侵害であるという視点を持つ
- ・被害者にも原因があるという見方は厳禁
- ・いじめの背景にも目を向ける



◎いじめ対策委員会による事実関係の把握

- ・関係者からの聴き取り（役割分担し複数対応で行う）

教員・保護者・加害児童生徒に対して  
被害児童生徒には状況に応じた対応を行う  
情報の整理のため時系列メモを作成する

- ①被害の態様（暴力、言葉等）
- ②被害の状況（時、場所、人数等）
- ③集団の構造（被害、加害、傍観）
- ④いじめの動機・背景
- ⑤被害児童生徒の状況
- ⑥加害児童生徒の状況
- ⑦他の問題行動

- ・児童生徒に対する質問紙票（アンケート等）を使った調査
- ・確認できた事実関係からいじめ事象の見立て（アセスメント）を行い、指導方針（プランニング）や指導体制を決定

### ◎学校全体での対応

- 被害側、加害側の保護者に対し、事実関係や指導方針等について早期に説明する
- 被害児童生徒への援助、ケアを行う

心理的事実を受け止める  
具体的援助を示し、安心感を持たせる  
良い点を認め、自信を与える  
人間関係の構築  
自己理解を深める

- 加害児童生徒への指導を行う

事実関係、背景、理由等の確認  
不満、不安等の訴えを十分聴く  
被害者のつらさに気づかせる  
課題を克服するための援助を行う  
役割体験などを通して所属感を高める

- まわりの児童生徒への指導を行う

「傍観者」や「観衆」的な立場の児童生徒への指導  
学級や学年全体に対する指導

### ◎事後の対応

- 引き続き、被害児童生徒への援助・ケアや見守り活動を学校全体で行う
- 今後のいじめ再発防止のため、いじめ対策を継続する

平成 26 年 4 月 1 日策定  
平成 27 年 6 月 8 日改訂  
平成 31 年 5 月 21 日改訂